

小田原青色申告会主催の「小学校の税の書道展」は、国税庁の税を考える週間（11月11日～17日）の一環事業として開催し、今年で33回を数えます。この書道展は、児童の皆さんに税にちなんだテーマの書道や表彰式等を通じて、税の大切さを知っていただくことを目的とし、次のとおり作品を募集します。ぜひご応募ください。

第33回 青色申告

小学生の税の書道展

作品募集内容

- 対象者
小田原税務署管内(小田原市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡)の小学校に在籍する小学生。
- 提出方法
7月上旬に小学校に台紙を配布します。夏休み期間中に作品を作成し、9月1日(月)に小学校へ提出してください。
- 今年の課題(毛筆で1人1作品)
 - ・1年生～3年生
ぜい、のうぜい、ぜいほう、あおいろ、しんこく
 - ・4年生～6年生
税、消費税法、自動車税、青色申告、電子申告
*作品には名前を書かないでください
*提出された作品はお返ししません

展示公開

11月28日(金)～30日(日)
午前9時～午後6時(最終日は午後5時まで)
小田原市民会館 3階小ホール・3階ロビー・1階ロビー

表彰式

11月30日(日) 小田原市民会館大ホール

【問い合わせ】青色申告会事務局 ☎(24)2613

**後期高齢者医療制度に加入されている皆さんへ
8月1日から保険証が新しくなります。**

後期高齢者医療保険者証	
有効期限 平成26年7月31日	
被保険者番号	00000000
住所	××市××町××××番地
氏名	山崎 太郎 男
生年月日	昭和××年××月××日
資格取得年月日	平成××年××月××日
発効期日	平成26年 8月 1日
交付年月日	平成26年 8月 1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	神奈川県後期高齢者医療広域連合

現在お使用の保険証(だいい色)の有効期限は平成26年7月31日までです。8月1日以降にお使いいただく新しい保険証(水色)は7月中に郵送します。8月1日を過ぎても保険証が届かない場合は、税務住民課までお問い合わせください。

【問い合わせ】
税務住民課住民国保係
☎(83)1225

勤労者生活資金融資制度のご案内

この制度は、町と中央ろうきんが提携し、町内に居住し、かつ事業所に勤務されている方に対して、審査の上、**無担保で資金を融資する制度**です。

貸付対象者：次の要件をすべて満たす方

- 町内に居住し、事業所に勤務していること
- 主たる生計者であること
- 年齢が20歳以上であること
- 町税の滞納がないこと

貸付利率：年1・70%

○教育費
年1・80%

○新築費又は増改築費、太陽光発電設備費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費、出産費、自動車免許等技能習得費

貸付限度額：100万円
返済期間：5年以内

※保証人は不要ですが、ろうきん指定の保証協会をご利用いただくため、別途、保証料が必要となります
【問い合わせ】
中央労働金庫大雄山支店 ☎(73)3311

松田町あんしんグループパスポート

町では、子どもの見守りサービスとして、小田急電鉄株式会社が実施している「小田急あんしんグループパスポート」のサービスを「松田町あんしんグループパスポート」として無料で提供しています。

1 内容

子どもが小田急線を利用するときに、自動改札機の読み取り機へIC乗車券「PASMO」をタッチすると、自動改札機通過情報が保護者の携帯電話にメールで配信されます。配信内容は、子どもの名前、日時、入出場した駅名です。

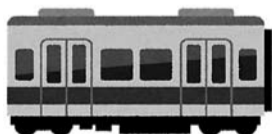
2 対象者

- ① 次の条件をすべて満たす方が対象です。
松田町在住であること。
- ② 「記名PASMO (PASMO定期を含む)」をお持ちの小学生、中学生、または高校生 (特別支援学校の生徒らも含む) がいること。
- ③ ②と同居している保護者であること。

3 利用料

4 申込方法

- (1) 申込先
役場3階 庶務課防災犯係
- (2) 必要なもの
・ 記名PASMO (子ども用)
・ 本人確認 (保護者) ができるもの (住基カード、運転免許証、医療保険証など)
・ 携帯電話のメールアドレス (保護者)



通学 習い事 通塾 休日の外出

お子様の自動改札通過情報をメールでお届けします!

今日は遅くなると思ったら... やっぱり心配!

いつもの電車で乗ったかな? 帰宅時間がいつもと違うかな?

メールが届いた! もうすぐ帰ってくるわ!

通学だけでなく、習い事や通塾、休日の外出などによる乗り降りの時もあんしん!

【問い合わせ】
庶務課防災犯係
☎(83)1221

「県内のすべての交番・駐在所へのAED設置」が完了しました!

県では、ひとりでも多くのいのちを救うため、地域の安全・安心の拠点である県内の交番・警察施設へのAED (自動体外式除細動器) の設置を進めており、平成26年5月14日にすべての交番・駐在所等への設置が完了し、町内の新松田駅前交番と寄駐在所の2カ所においてもAEDが設置されました。

突然の心停止は、心臓が細かく震える「心室細動」によって生じることが多く、この場合、心臓の動きを戻すには電気ショックによる「除細動」が必要となります。わが国では119番通報をしてから救急車が到着するまで平均6分以上かかるので、救急車を待つ間に救急の現場にいる方がAEDを用いて除細動を行うことが大切です。

緊急時には、どなたでも自由に持ち出して使用することができますので、ひとりでも多くのいのちを救うため、緊急時の積極的な活用をお願いします。※町内の交番・駐在所で警察官が不在の時にAEDを持ち出した場合は、使用後に松田警察署 (☎(82)0110) へ連絡してください

【AED設置についての問い合わせ】
県保健福祉局保健医療部医療課 ☎(045)(21)1111 (内線: 4894)

← AEDが設置された
新松田駅前交番(上)と寄駐在所(下)

